

陸前高田市地域防災計画

陸前高田市防災会議

陸 前 高 田 市

総 則 編

総 則 編

目 次

第1節 計画の方針	1
第2節 基本的責務	4
第3節 防災関係機関の業務大綱	7
第4節 市の概況	11
第5節 災害の発生傾向	13
第6節 災害の想定	14

第1節 計画の方針

1 目的

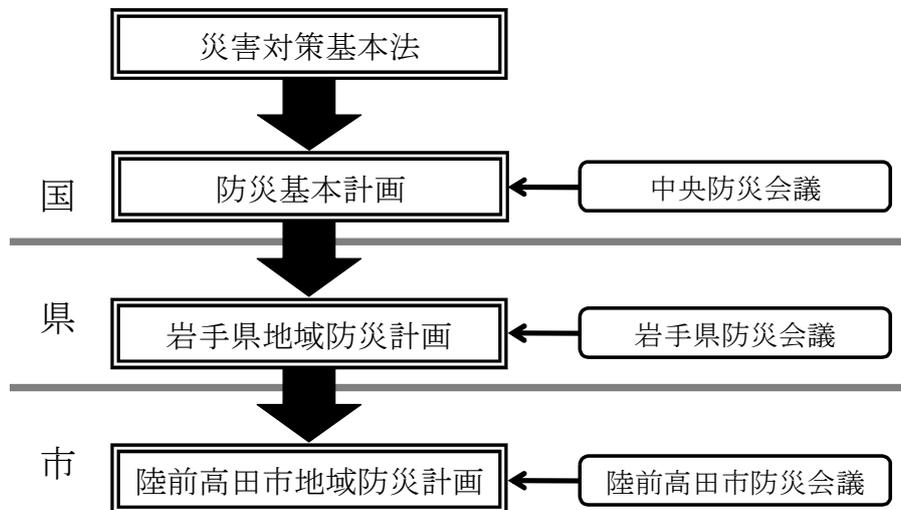
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市の地域に係る防災に関し、陸前高田市防災会議が作成する計画であり、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関が、それぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 位置付け及び構成

(1) 計画の位置付け

この計画は、市の地域に係る防災に関し、市が処理すべき業務を中心として、県及びその他防災関係機関が処理すべき業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、国が災害対策基本法に基づき策定する「防災基本計画」を最上位に、これを踏まえた「岩手県地域防災計画」と整合性を有するものとする。

<国、県及び市の防災会議並びに防災計画の体系>



(2) 法令に基づく計画との関係

この計画は、市の地域に係る防災対策として統合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画等は、この計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

(3) 計画の構成

ア 市地域防災計画

この計画は、計画の目的や防災関係機関の業務の大綱、被害想定等を示した「総則編」、地震災害及び津波災害を想定した「地震・津波編」、風水害及び土砂災害を想定した「風水害編」、原子力災害、海上災害、林野火災等を想定した「その他災害編」、各編を補足する参考資料や協定書、書式等からなる「資料編」で構成される。

「総則編」及び「資料編」を除く各編は、事前の対策を示した「予防対策計画」、災害発生時の応急対応を示した「応急対策計画」、災害発生後の生活再建や市域の復旧復興対応を示した「復旧対策計画」から構成される。

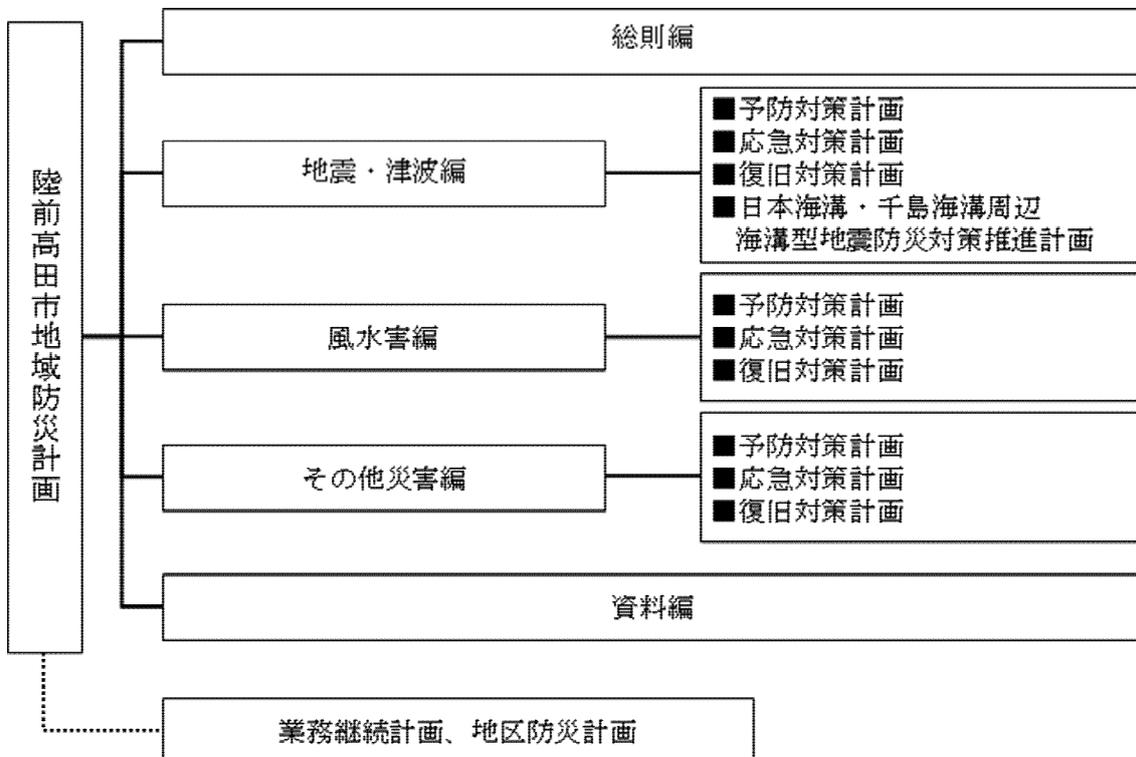
イ 地区防災計画

地区防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び事業所を有する事業者が防災活動に関して策定する計画で、市地域防災計画に当該計画を位置付けるよう、地区居住者等より提案を受けた際は、その必要性を判断した上で市地域防災計画にその旨を記載するものとする。

(4) 業務継続計画との関係

業務継続計画は、災害時の応急対策をより迅速かつ適切に実施するため、業務の執行体制や対応手順、必要な資源の確保等をあらかじめ定めておくことにより、災害時にあっても行政機能の継続性を確保することを目的とした計画であり、市地域防災計画と整合性を有するものとする。

<市地域防災計画の体系>



3 習熟及び修正

(1) 計画の習熟

市及び防災関係機関は、平時より実践的な訓練等を通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力の向上を図るものとする。

(2) 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行うものとする。

<修正が必要となる場合>

- ア 関係法令が改正された場合
- イ 防災基本計画、防災業務計画、県地域防災計画等の関係防災計画が修正された場合
- ウ 災害危険区域等の見直し等により、防災対策上の地域構造に変化が生じた場合
- エ 防災関係機関の組織の改編等により、防災体制に変化が生じた場合

4 災害時における個人情報の取扱い

市は、災害時における被災者支援において、個人情報を適切に活用することができるよう、関係法令及び陸前高田市個人情報保護条例の規定に従って、あらかじめ必要な取り扱いを定めるよう努めるものとする。

第2節 基本的責務

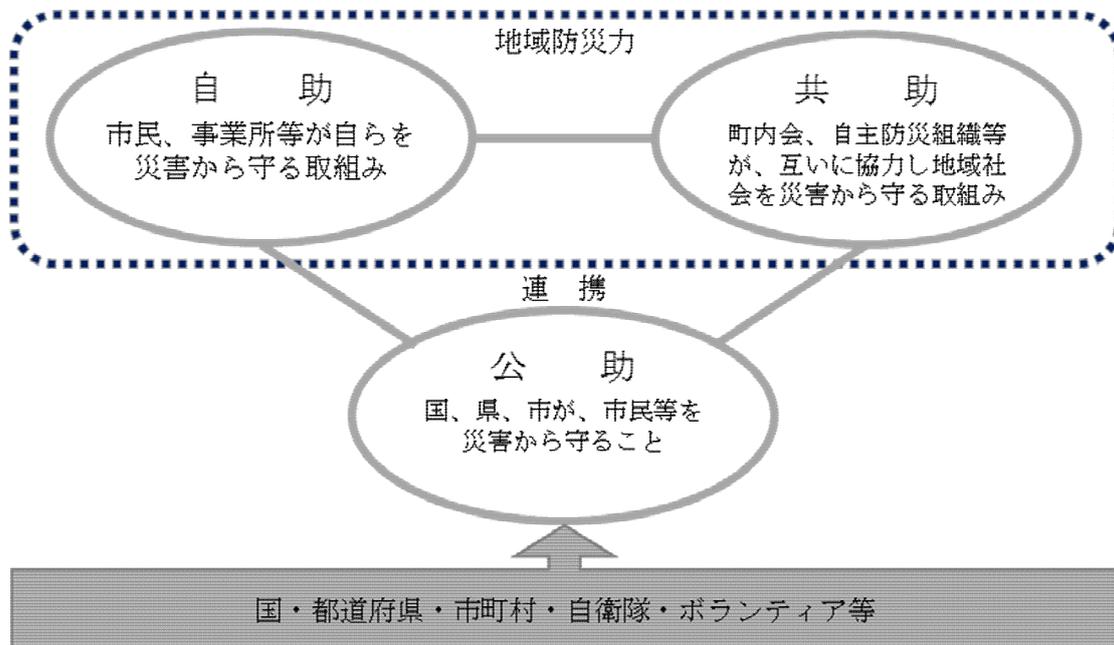
1 基本理念

(1) 自助、共助、公助の連携

災害時において、市民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの命は自らが守る」という「自助」の考え方、第二に「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の助け合いによる「共助」の考え方が重要となる。

災害対応における行政の責任は大きいですが、一方で、行政による対応には限界があり、「自助」及び「共助」は、行政による「公助」では対応しきれない重要な役割を担うため、「自助」及び「共助」の役割を担う市民と、「公助」の役割を担う行政とが、互いの責務と役割を明らかにした上で、連携や相互支援を図るものとする。

<自助、共助、公助の連携>



(2) 男女共同参画の推進

この計画は、男女の人権を尊重し、災害時における男女のニーズの違い等に配慮するとともに、防災・復興に男女双方の視点を取り入れるため、防災に関する政策・方針の決定過程や地域での防災活動等、あらゆる場面で男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

(3) ノーマライゼーションの推進

この計画においては、障がい者や高齢者、外国人等に配慮した防災に関する施策を推進するとともに、「ノーマライゼーションという言葉のいらないまちづくりアクションプラン（平成27年6月 陸前高田市）」の理念を踏まえ、全ての市民が主体的に防災を考え、ノーマライゼーションの意識向上等に努めるものとする。

2 市民の責務

市民は、法令又はこの計画により、防災上の責務とされている事項については、誠実にその任務を果たすほか、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するよう努めなければならない。

将来の災害に適切に対処するため、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、要配慮者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、防災活動に取り組むものとする。

3 事業者の責務

事業者は、災害時に果たす役割（従業員や利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献）を十分に認識し、各事業所において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（Business Continuity Plan）や、緊急時の初動対応等を定めた緊急時対応計画（Contingency Plan）を作成するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、地域との協力体制の構築などに努める。

4 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくことなどにより、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(1) 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施する。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する業務を支援し、かつ、その総合調整を行う。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、指示、指導、助言等を行う。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性及び公益性に鑑み、防災に関する計画を作成し、これを実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急措置を実施するとともに、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第3節 防災関係機関の業務大綱

1 市

機 関 名	業 務 の 大 綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市防災会議、災害対策本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事 3 防災訓練の実施に関する事 4 防災知識の普及及び教育に関する事 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 他の市町村、関係機関等に対する応援要請に関する事 7 災害応急対策の実施に関する事 8 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事

2 県

機 関 名	業 務 の 大 綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県防災会議、災害対策本部、災害特別警戒本部、現地災害対策本部、災害警戒本部の設置、運営に関する事。 2 防災に関する施設及び組織の整備に関する事 3 防災訓練の実施に関する事 4 防災知識の普及及び教育に関する事 5 災害に関する情報の収集、伝達及び広報に関する事 6 自衛隊、他の都道府県、関係機関等に対する応援要請に関する事 7 災害応急対策の実施に関する事 8 災害時における犯罪の予防、取締りなど社会の秩序維持に関する事 9 被災施設の復旧、被災地域の復興に関する事 10 市町村その他の防災関係機関の災害対策の総合調整に関する事

3 指定地方行政機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
東北地方整備局 南三陸沿岸 国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の整備及び災害防止に関すること 2 災害時における通行規制及び緊急輸送道路の確保に関する こと 3 直轄公共土木の復旧に関すること 4 緊急を要すると認められる場合、申合せに基づく適切な緊急 対応の実施に関すること 5 災害対策支援に係る調整に関すること
仙台管区气象台 〔盛岡地方气象台〕	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び 発表に関すること 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震 動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝 達及び解説に関すること 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する こと 4 県や市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する こと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
第二管区海上保安部 釜石海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報・警報等の船舶への周知に関すること 2 海難救助、海上警備、治安維持及び海上交通の安全確保に関 すること 3 船舶交通の障害の除去及び海洋汚染・海上災害の防止に関す ること 4 救援物資、避難者等の海上・航空輸送に関すること
東北森林管理局 三陸中部森林管理署	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の保安林、保安施設等の整備に関すること 2 山火事防止対策に関すること 3 災害復旧用材の供給に関すること
東北農政局 岩手県拠点	<ol style="list-style-type: none"> 1 国土保全の推進に関すること 2 営農指導方針の樹立及び技術指導に関すること 3 種苗その他営農資材の確保に関すること 4 農地、農業施設等に係る災害復旧事業の実施及び指導に関す ること 5 災害資金の融資に関すること 6 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・ 連絡に関すること

4 自衛隊

機 関 名	業 務 の 大 綱
陸 上 自 衛 隊 岩 手 駐 屯 部 隊	災害派遣要請又は出動命令に基づく応急救援及び応急復旧に関すること

5 指定公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
日 本 郵 便 株 式 会 社 陸 前 高 田 郵 便 局	1 災害時における郵便局の業務運営の確保に関すること 2 災害時における郵便局の業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること 3 災害時における車両による緊急輸送に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 盛 岡 支 社 気 仙 沼 BRT 営 業 所	1 鉄道施設の整備、災害防止及び災害復旧に関すること 2 災害時における鉄道による緊急輸送に関すること
N T T 東 日 本 (株) 岩 手 支 店	1 電気通信設備の整備及び災害防止に関すること 2 災害時における通信の確保に関すること 3 電気通信設備の復旧に関すること
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	
(株) N T T ド コ モ	
K D D I (株)	
ソ フ ト バ ン ク (株)	
楽 天 モ バ イ ル (株)	
東 北 電 力 ネットワーク 株 式 会 社 大 船 渡 電 力 セ ン タ ー	1 電力施設の整備及び災害防止に関すること 2 災害時における電力供給に関すること 3 電力施設の災害復旧に関すること
ヤ マ ト 運 輸 (株) 陸 前 高 田 支 店	災害時における車両による緊急輸送に関すること
日 本 放 送 協 会 盛 岡 放 送 局	1 気象予報・警報等の放送に関すること 2 災害状況及び災害対策についての放送に関すること 3 県知事からの要請に基づく災害放送に関すること 4 防災知識の普及啓発に関すること
日 本 赤 十 字 社 岩 手 県 支 部 陸 前 高 田 市 地 区	1 災害時における医療救護に関すること 2 災害時における血液の確保供給に関すること 3 救援物資の配分に関すること 4 義援金の受付に関すること 5 防災ボランティアの連絡調整等に関すること

6 指定地方公共機関

機 関 名	業 務 の 大 綱
(株)IBC岩手放送 (株)テレビ岩手 (株)岩手めんこいテレビ (株)岩手朝日テレビ (株)エフエム岩手	1 気象予報・警報等の放送に関する事 2 災害状況及び災害対策についての放送に関する事 3 県知事からの要請に基づく災害放送に関する事 4 防災知識の普及啓発に関する事
岩手県交通(株)	災害時における車両による緊急輸送に関する事
(一社)岩手県高圧ガス 保安協会	1 ガス施設の整備及び災害防止に関する事。 2 災害時におけるガス供給に関する事。 3 ガス施設の災害復旧に関する事
(一社)気仙医師会	1 医療救護に関する事 2 遺体の検視、検案、身元確認及び処理に関する協力に関する事
(福)陸前高田市 社会福祉協議会	防災ボランティアの連絡調整等に関する事
(一社)陸前高田市 建設業協会	1 災害時における道路啓開及び除雪に関する事 2 公共土木施設等の災害応急対策に関する事

7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機 関 名	業 務 の 大 綱
大船渡市農業協同組合 陸前高田市森林組合 広田湾漁業協同組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧に関する事 2 農林水産関係に係る県及び市町村が実施する被害調査、応急対策に対する協力に関する事 3 被災農林漁家に対する融資及び融資のあっせんに関する事 4 被災農林漁家に対する種苗その他営農資材等の確保のあっせんに関する事
陸前高田商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関する事 2 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の確保についての協力に関する事
一般病院、診療所等	1 収容患者に対する災害時の避難体制の確保に関する事 2 災害時における負傷者等の受入れ及び医療救護に関する事
一般運送事業者	災害時における緊急輸送に関する事
危険物関係施設の 管 理 者	災害時における危険物の保安措置に関する事

第4節 市の概況

1 地勢

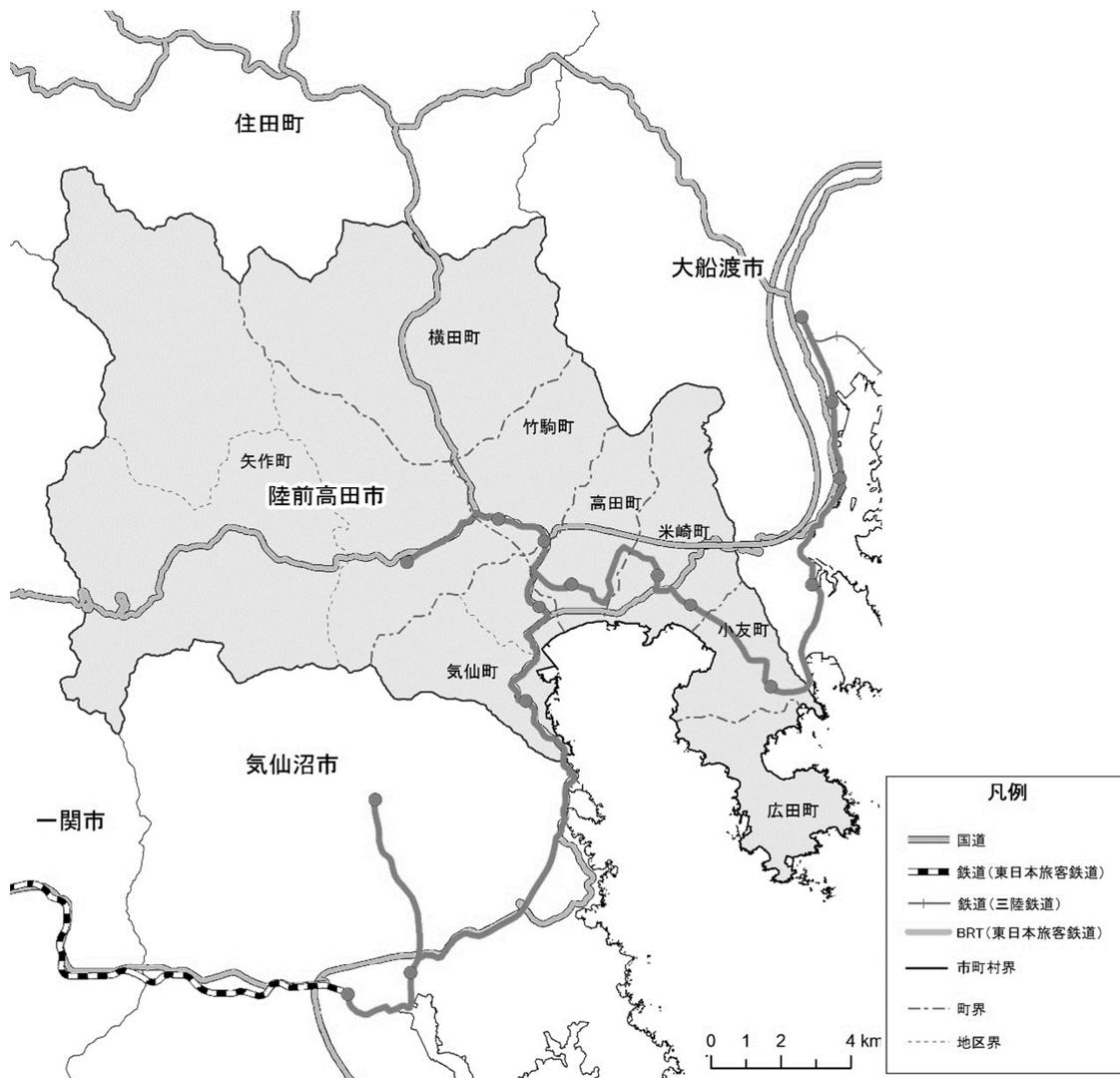
本市は、北上山地の東南部で岩手県の東南端に位置し、北は気仙郡住田町、東は大船渡市、南は宮城県気仙沼市、西は一関市と接している。

東経 $141^{\circ} 27' 36'' \sim 141^{\circ} 43' 42''$ 、北緯 $38^{\circ} 56' 07'' \sim 39^{\circ} 07' 34''$ に位置する。

市の北境に生出山、東境に氷上山、箱根山、南境に八森平山、笹長根山、西境に原台山、黒森山の諸峰がそびえており、この間を気仙川が北から、矢作川が西から流れて市域の中央部で合流し、東南に走って広田湾にそそぎ、その流域に作られた段丘や平地は市街地や耕地となっている。また、東南が太平洋に面し、三陸特有のリアス式海岸は絶壁と屈曲とによる奇勝を形成しており、津波、高潮の際は常に被害を受けやすい地形である。

総面積は 231.94 km^2 で、東西約 23 km 、南北約 21 km に及び、その約7割を森林が占めている。内訳は「資料編 1-3 町別面積及び地目別土地面積調」のとおりである。

<陸前高田市位置図>



2 地質

市域のほぼ中央を北から南に気仙川が流れ、広田湾に注いでおり、気仙川右岸（気仙川西部）に広がる古生代の石灰岩地帯、気仙川左岸（気仙川東部）に広がる花崗岩地帯、気仙川等による土砂堆積によって作られた沖積層に大別される。

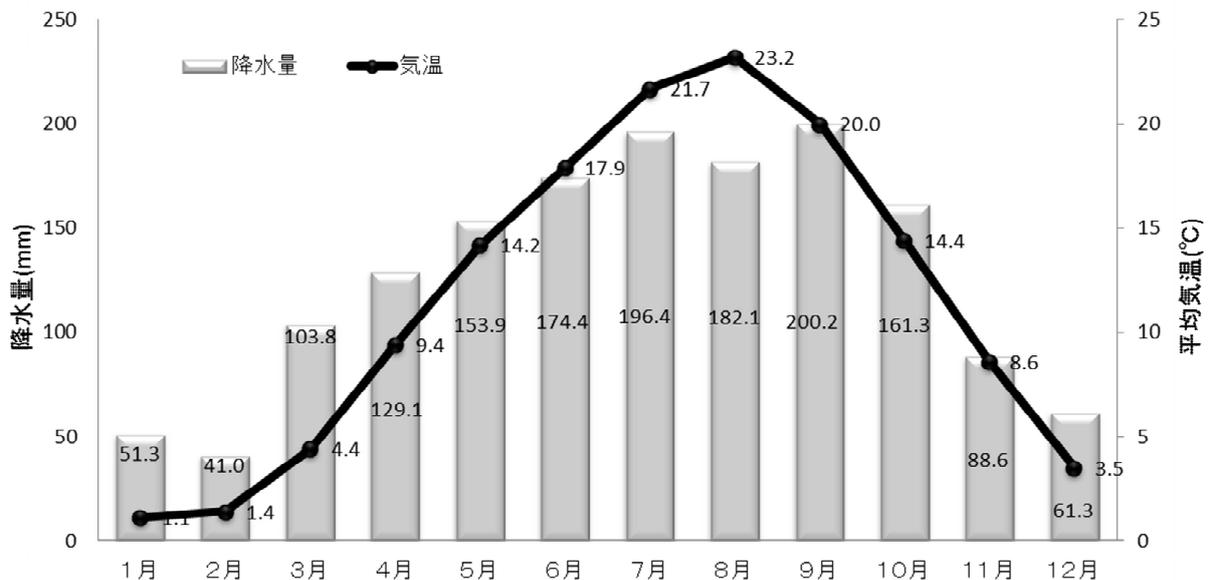
気仙川右岸の石灰岩地帯は、古生代の石炭紀及びペルム紀のもので、硬い岩塊をなし、気仙川支流の侵蝕によって若干の平地が形成されてはいるが、ほとんど山地で覆われている。気仙川左岸の花崗岩地帯は、古生代のものである氷上花崗岩と広田半島を形成する中生代に貫入したものとがあり、硬い岩塊をなしている。

沖積層は、震災前の高田市街地を形成していた高田平野や、小友町三日市の干拓地などに見られ、軟弱な地層をなしている。

3 気候

市域の年平均気温は約 11.7℃、年平均降雨量は約 1,546.7 mm であり、冬季に太平洋側型の機構の特徴を最も顕著に示し、晴天の日が多く降積雪量は極めて少ない。反対に梅雨期には親潮寒流の影響が最も顕著に現われ、北東風による低湿な気流の影響を強く受けて、冷涼な気候を示し、あわせて海霧の侵入により日中最高気温も上昇を抑えられて低温が続くことが多い。

< 月別の平均気温及び平均降水量（大船渡観測所：1991年～2020年） >



出典：気象庁ホームページ「過去の気象データ検索 月ごとの値」を基に作成
(<http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>)

第5節 災害の発生傾向

1 過去の主な災害

本市では、東日本大震災による津波など、大規模な地震・津波災害をはじめとして、高潮・波浪による災害、大雨・台風等による災害、大火災等が発生している。

貞観11年（869年）以降の本市地域内の主な災害記録は、「資料編 1-4 陸前高田市の主な災害記録」のとおりである。

2 今後予想される災害

本市の自然的条件、社会条件及び過去の災害発生状況から、将来次のような災害の発生が予想される。

- ア 地震災害
- イ 津波災害
- ウ 風水害
- エ 土砂災害
- オ 林野火災
- カ 危険物による災害
- キ その他の特殊災害

第6節 災害の想定

1 地震・津波災害

(1) 想定する地震

本市に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については「北上低地西縁断層群北部地震」及び「北上低地西縁断層群南部地震」を、海溝型地震については、平成23年に発生した「東北地方太平洋沖地震」及び過去に発生した最大クラスの地震を想定する。

(2) 想定する津波

基本的に、次の2つのレベルの津波を想定する。

- ア 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2）
- イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波（L1）

2 風水害

(1) 想定する風水害

大雨等によって河川が氾濫した場合の浸水状況について、岩手県県土整備部河川課が公表する想定し得る最大規模の降雨による「気仙川水系気仙川浸水想定区域図」及び「気仙川水系矢作川浸水想定区域図」における浸水想定区域等における風水害を想定する。

(2) 想定する土砂災害

岩手県県土整備部砂防災害課が指定する「土砂災害警戒区域」等における土砂災害（土石流、がけ崩れ、地すべり等）を想定する。

3 その他災害

(1) 想定する原子力災害

隣接県に原子力事業所が立地していることから、当該事業所において次に掲げる事象が発生した場合を想定する。

ア 原子力事業所内

原子力災害対策指針に示された警戒事態に該当する事象等が発生したとき

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条第1項に規定する事象が発生したとき

原災法第15条第1項各号のいずれかに該当し、原子力緊急事態が発生したとき

イ 原子力事業所外

核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象又は原子力緊急事態が発生したとき

＜隣接県に立地する原子力事業所＞

事業者名	事業所名	所在地
東北電力(株)	東通原子力発電所	青森県下北郡東通村
	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡女川町及び石巻市
日本原燃(株)	原子燃料サイクル施設等 ・ウラン濃縮工場 ・再処理工場 ・低レベル放射性廃棄物埋設センター ・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	青森県上北郡六ヶ所村

(2) 想定する危険物災害

危険物施設からの石油等危険物の流出事故、高圧ガス・火薬類による災害、毒物・劇物による保安衛生上の危害等を想定する。

(3) 想定する海上災害

海上における船舶の座礁、衝突、火災、沈没等及びこれらの事故等による海上流出油災害を想定する。

(4) 想定する林野火災

山林で広範囲にわたり発生する火災を想定する。

(5) 想定する農業災害

農作物及び畜産物の気象災害、病原虫及び家畜伝染病のまん延等を想定する。